

地域金融機関と金融行政

——リレーションシップバンキングと
産業クラスター集積の相互作用について——

小 藤 康 夫

1. 地域金融機関と創業・新事業の創出

——それを阻むのは、目利き能力の欠如か、それとも財務力の脆弱性か——

産業経済省が日本全国の特定の地域に向けて打ち出した産業政策のひとつに産業クラスター集積がある。これは産学官が連携し合いながら創業や新事業の創出を目標としたものであり、これにより産業競争力が強化されるとともに地域経済は活性化され、さらにわが国の経済発展につながると思われる。

そうした新しい分野への事業が芽生え、そして成長していくうえで、地元の地域金融機関が果たす役割は極めて大きい。新規事業を立ち上げる際にも、また順調に成長していくうえでも地域金融機関とのつながりは必要不可欠である。そのためには、新規事業を運営する側だけが地域金融機関に働き掛けていくのではなく、地域金融機関もそれ自身が持つリレーションシップバンキングの機能を高めていかなければならぬ。

つまり、地域金融機関は自らが持つ目利き能力を十分に発揮し、創業・新事業といった将来の収益を生み出すと思われる新規分野に向けて積極的に投融資を展開していく必要がある。そうすれば、地域は活性化され、同時に地域金融機関が抱える一部の不良債権も健全化し、ランクアップが果

たされるであろう。

さらに財務力の高まりから地域金融機関は新規分野に向けた投融資を展開する可能性が高まっていく。こうした創業・新事業と地域金融機関の相互作用がうまく噛み合えば、地域経済も地域金融機関もさらに発展していくことになる。

本来ならば、新産業の動きと金融の動きを同時に見ていかなければならないが、本論文では主として金融の側面を中心に見ていくことにしたい。そこで、金融庁が過去に発表したアクションプログラムを取り上げ、そのなかから創業・新事業に関わる地域金融機関の行動を指導した箇所に注目し、実際にその成果が具体的に現れているかどうかを見ていくことにしたい。

ところが、アクションプログラムにしたがって各地域金融機関から報告された取組み状況を具体的に見ていくと、残念ながら、金融庁が描いたプログラムのように展開できていないことがわかる。単純に解釈すれば、地域金融機関が目利き能力を発揮できていないことが金融庁の期待を裏切る結果を生み出したように見える。

確かに金融庁が描くアクションプログラムのもとでは地域金融機関の目利き能力が強調されているので、そう解釈されても仕方ないであろう。だが、わが国の地域金融機関は大手銀行と異なり、不良債権問題から完全に脱却しているわけではない。そのことを裏付けるデータとして自己資本比率があり、その数値を見ると、相対的に低い地域金融機関が依然として目立っている。

こうした状況のもとでは地域金融機関がいくら目利き能力を発揮し、新規産業に向けてリスクを取るように金融庁から指導を受けても、なかなか実行することは難しいであろう。大手銀行のように財務力が急激に上昇すれば、それも可能であろうが、そうした状態に達しない地域金融機関は新規産業に向かうほどリスクが取れないのが実態である。

したがって、金融庁のアクションプログラムが当初の計画ほどの成果を生み出していないのは、地域金融機関の目利き能力の欠如というよりも、財務力の脆弱性にあると考えられる。本論ではそのことを現実と理論をバランスよく組み合わせながら、丁寧に説明していきたい。

2. 金融庁が進めるリレーションシップバンキングの成果

●03～04年度に向けたアクションプログラム

金融庁は2003年3月28日に「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム——中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性（サステナビリティ）の確保——」を発表した。

03～04年度の2年間を集中改善期間と定め、地銀、第二地銀、信金、信組といった地域金融機関がリレーションシップバンキングの機能を確実に強化できるように、具体的な処方箋を指摘した。そこに書かれている項目を並べると、次のようになる。

〈Ⅰ. 中小企業金融再生に向けた取組み〉

1. 創業・新事業支援機能の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表（各金融機関・業界で半期ごとに公表）

〈Ⅱ. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み〉

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化

2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守（コンプライアンス）
6. 地域の金融システムの安全性確保
7. 監督、検査体制

（注）金融庁「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム——中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性（サステナビリティ）の確保——」2003年3月28日

それぞれの地域金融機関はこのアクションプログラムにしたがって、進捗状況を半年ごとに報告しなければならないことになっている。最初に出されたのが03年8月末であり、最後に出されたのが05年3月末となる。金融庁は2年間に及ぶ集中改善期間中に地域金融機関から報告された内容を十分に検討し、新アクションプログラムを発表することになった。

●05～06年度に向けた新アクションプログラム

新アクションプログラムとは金融庁が05年3月29日に発表した「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」であり、ここでは05～06年度の2年間にに向けた新たな地域金融機関に対する指導がまとめられている。

2年前のアクションプログラムに引き続き、新アクションプログラムが発表されたのは、04年12月24日に出された「金融改革プログラム——金融サービス立国への挑戦——」で次のような指摘があったことが影響している。

「活力ある地域社会の実現を目指し、競争的環境の下で地域の再生・活性

化、地域における起業支援など中小企業金融の円滑化及び中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、関係省庁との連携及び財務局の機能の活性を図りつつ、地域密着型金融の一層の推進を図る。このため、現行のアクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを……策定する。」

(注) 金融庁「金融改革プログラム——金融サービス立国への挑戦——」2004年12月24日

金融改革プログラムは大手銀行グループをはじめとして、証券会社、保険会社、そして地域金融機関に及ぶわが国の金融システム全体の改革を推し進めるための道筋を示したものであり、重点強化期間として05～06年度の2年間を定めている。これを受けて金融審議会・金融分科会第二部会では「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」が再開され、6回の会合と2回の地方懇談会が開催された。

この間の議論を整理したものが、05年3月28日に公表された『「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』の実績等の評価等に関する議論の整理（座長メモ）」である。この座長メモに基づき、翌日の3月29日に発表されたのが新アクションプログラムであった。

金融庁は金融改革プログラムのなかで約束した「工程表」も同時に発表しているが、それは大手銀行グループ等を対象としたものであった。したがって、新アクションプログラムは金融改革プログラムの指摘を受け地域金融機関だけを対象としてものものであり、大手銀行グループ向けの工程表に相当する具体的な方向性を指し示すプログラムとして位置づけられている。

●新アクションプログラムの内容

新アクションプログラムでは地域密着型金融の一層の推進を目標にしながら、次のような具体的項目がまとめられている。先ほどの旧アクションプログラムと同様に、それぞれの項目を並べると、次のようになる。

〈Ⅰ．事業再生・中小企業金融の円滑化〉

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 事業再生に向けた積極的取組み
4. 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等
5. 顧客への説明態勢の整備，相談苦情処理機能の強化
6. 人材の育成

〈Ⅱ．経営力の強化〉

1. リスク管理態勢の充実
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 法令等遵守（コンプライアンス）態勢の強化
5. IT の戦略的活用
6. 協同組織中央機関の機能強化
7. 検査，監督体制

〈Ⅲ．地域の利用者の利便性向上〉

1. 地域貢献等に関する情報開示
2. 中小企業金融の実態に関するデータ整備
3. 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立
4. 地域再生推進のための各種施策との連携等

5. 利用者等の評価に関するアンケート調査

(注) 金融庁「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」2005年3月29日

これらの項目を見るとわかるように、2年前に発表された旧アクションプログラムとほとんど同じ項目が並んでいることが確認できる。新アクションプログラムでは「Ⅲ. 地域の利用者の利便性向上」が新たに加わっているが、それを除けば、ほぼ同じ内容といえる。

金融庁の目的は旧アクションプログラムの副題で明確に示されているように、地域経済を活性化させることによって地域金融機関の不良債権問題も解決し、同時に地域金融システムの安定化を達成することにあった。だが、2年が経過しても新アクションプログラムでほぼ同じ項目が並べられているのは、そうした当初の目標が依然として達成されていないためであろう。そう考えるほうが自然であろう。

●地域銀行の05年3月期決算

実際、満足のいく結果が出されているかどうかを確認するには、各地域金融機関から報告された「リレーションシップバンキング機能強化計画」の進捗状況を直接見るのが一番よい方法である。

そこで、05年3月末までの全国の地銀・第二地銀を対象にした進捗状況を見ると、全体的には改善傾向が現れているように感じられる。なぜなら、銀行による支援取組み状況を示す数値として不良債権に占める債務者区分の改善社数に注目すると、ほとんどの地域でランクアップが確認できるからだ。

それぞれの地域銀行は審査部から独立した組織として「企業サポート部」や「企業経営支援室」を設けたり、また企業経営に直接アドバイスする者として銀行員で中小企業診断士を有する者を配置したりしながら、債

務者区分の改善に努力してきた。その成果がランクアップという形で現れているのである。その意味では金融庁によって打ち出されたリレーションシップバンキングの機能強化策は着実に浸透しているといえるかもしれない。

だが、債務者区分の改善が進んだ一方で、逆に悪化したところもあり、しかも地域間格差もあれば、また同じ地域によっても銀行間格差も見られるのも事実である。それゆえ、単純に債務者区分の状況だけを見て判断する訳にもいかない。そこで、図表1に示すような地域銀行（地銀・第二地銀）の決算から直接、リレーションシップバンキングの進捗状況を推測してみることにしよう。

図表1 地域銀行（地銀・第二地銀）の決算（05年3月期）

1. 損益

| | 05年3月期 | 04年3月期 | 増 減 |
|------------|--------|--------|--------|
| 実質業務純益 | 2.0兆円 | 1.9兆円 | +0.0兆円 |
| 不良債権処分損（▲） | ▲0.9兆円 | ▲1.9兆円 | +1.0兆円 |
| 経常利益 | 1.1兆円 | 0.0兆円 | +1.1兆円 |
| 当期純利益 | 0.8兆円 | ▲0.6兆円 | +1.4兆円 |

2. 自己資本比率

| | 05年3月期 | 04年3月期 | 増 減 |
|--------|--------|--------|--------|
| 自己資本比率 | 9.4% | 9.0% | +0.4pt |

3. 不良債権の状況

| | 05年3月期 | 04年3月期 | 増 減 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 金融再生法開示債権 | 10.4兆円 | 12.8兆円 | ▲2.4兆円 |
| 不良債権比率 | 5.5% | 6.9% | ▲1.4pt |

（注1）05年3月期の対象銀行は地銀64行、第二地銀48及び埼玉りそな銀行であり、04年3月期のそれは地銀64行、第二地銀50行及び埼玉りそな銀行である。係数は単体ベースである。

（注2）金融庁が05年6月14日に発表した「地域銀行の平成16年度決算の概要（暫定集計値）」に基づく。

この地域銀行の決算を見ていくと、全体的に経営内容が改善していることが確認できる。まず、損益状況を見ると、実質業務純益、不良債権処分損、経常利益、当期純利益といった4つの指標がすべて対前年度比で改善し、銀行経営にとって好ましい数値が出されている。

また、自己資本比率を見ても、前年度に比較して0.4ポイント上昇し、BIS基準の8%を上回る9.4%となっている。さらに、不良債権の状況を見ると、金融再生法開示債権が2.4兆円ほど減少し、その結果、不良債権比率は1.4ポイント減少し、5.5%となっている。

●不良債権問題をいまだに克服していない地域銀行

これらの決算数字を見る限りでは地域銀行の経営内容は間違いなく改善されており、それはリレーションシップバンキングの機能強化策が着実に浸透した結果と解釈できるかもしれない。

だが、大手銀行7グループの決算内容と比べると、地域銀行のそれは決して満足がいく内容といえないであろう。なぜなら、大手銀行の多くは自己資本比率が10%前後まで上昇し、02年10月の金融再生プログラムのなかで指摘されたように不良債権比率を約束通り02年3月期を基準に半減化を達成しているからである。そのことは図表2で示された大手銀行7グルー

図表2 大手銀行7グループの決算（2005年3月期）

| | 自己資本比率 | 増 減 | 不良債権比率 | 増 減 |
|--------|--------|---------|--------|--------|
| みずほ | 11.91% | +0.56pt | 2.2% | ▲2.2pt |
| 三井住友 | 9.94% | ▲1.43pt | 3.3% | ▲1.7pt |
| 三菱東京 | 11.76% | ▲1.19pt | 2.7% | ▲0.3pt |
| UFJ | 10.39% | 1.15pt | 4.1% | ▲4.4pt |
| りそな | 9.74% | 2.00pt | 3.4% | ▲3.4pt |
| 住友信託 | 12.50% | 0.05pt | 1.8% | ▲1.0pt |
| 三井トラスト | 10.34% | 0.20pt | 2.9% | ▲2.0pt |

(注) 各社の決算発表より。

プの05年3月期決算から確認できよう。

このなかで不良債権比率だけを取り上げても地域銀行の場合は全体で5.5%であったのに対して、大手銀行の場合は1グループだけが4%台で、そのほかのグループはすべて2,3%台であった。こうした比較からもわかるように、地域銀行の不良債権問題はいまだ終結しているとはいえないであろう。

本来ならば、地域銀行は03年度、04年度の2年間で大手銀行グループと同じように不良債権問題を克服し、次のステップに向かって歩んでいかなければならなかった。しかし、実際はその目標が達成できなかったようである。

ここでは地域金融機関のうち信金、信組の数値を取り上げていないが、地域銀行の実態を見ることから、なぜ2年前とほぼ同じ内容の新アクションプログラムをわざわざ発表せざるを得なかったのか、その理由が理解できるものと思われる。

●過去のアクションプログラムに対する評価

先ほども触れたように新アクションプログラムが発表されるにあたって、前もって「座長メモ」も公表された。そこでは、過去2年間にわたる地銀、第二地銀、信金、信組といった地域金融機関に対して評価できる点と不十分な点がまとめられている。それと同時に、今後の課題も指摘されている。その箇所を抜き出すと、次のようになる。

〈① 評価できる点〉

- ・ 現行アクションプログラムの策定により、中小・地域金融機関が地域において自ら果たすべき役割を再認識した。
- ・ 金融機関が積極的に取引先企業の実態把握に努めるようになってきたほか、企業再建支援にも前向きに取り組む姿勢がみられるなど、中小企業

に対する融資の姿勢や支援に向けた取組み状況は改善してきている。

- ・産業クラスターサポート金融会議の開催等，中小企業支援のための体制整備や政府系金融機関との連携など，地域密着型金融を推進するための基本的な態勢の整備は進んできている。
- ・こうした点にかんがみると，これまで2年間の「集中改善期間」を通じた各金融機関の地域密着型金融の取組みについては，一定の評価ができる。

② 不十分と考えられる点

- ・地域密着型金融の本質が，必ずしも金融機関に正しく理解されていない場合も見受けられ，利用者（借り手，預金者その他の金融機関を利用する全ての者をいう。）にも十分に認知されるに至っていない。また，本来，地域密着型金融の成果として期待される高リターンの実現は未だ道半ばであり，こうした観点からは，金融機関の取組みは未だに満足できるレベルに到達していない。
- ・現行アクションプログラムでは，一律の要請事項と受けとめられていたこともあって，金融機関の策定した計画が総花的となっている。
- ・金融機関の取組み姿勢・実績にバラツキがみられ，地域密着型金融の推進について対応の遅れている金融機関もある。
- ・事業再生については，債権放棄等の財務リストラにとどまっており，構造的要因に対応できるものとなっていない。
- ・企業の将来性や経営者の資質等を評価する「目利き」能力が不十分であり，依然として，融資判断が財務データや担保力に偏重したものとなっている。
- ・融資の謝絶や取引関係の見直し等の際に十分な説明が行われていない事例も多くみられる。
- ・地域社会の活力を支える小規模事業者がおかれている状況は引き続き厳

しく、これらの企業にまで地域密着型金融の取組みが浸透しているとはいい難い。

- ・金融機関の利用者に対する情報開示は、未だ十分なものとはいえない。

〈③ 今後の課題〉

以上を踏まえると、今後の課題としては、以下の点を挙げるができる。

- ・地域密着型金融の本質を金融機関が正しく再認識するとともに、利用者
にこの考え方を十分に認識してもらうことにより、地域密着型金融を一
層推進する必要がある。
- ・地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」により推進して
いくことが重要である。
- ・地域密着型金融の推進への対応の遅れに対する規律付けやインセンティ
ブの付与が必要である。
- ・構造的要因に対応した事業の再構築等による効果的な事業再生の推進が
必要である。
- ・「目利き」能力を十分に発揮した、担保主義からの脱却が求められる。
- ・地域の利用者に対する更なる情報開示の推進が求められる。

(注) 金融庁『「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラ
ム』の実績等の評価等に関する議論の整理（座長メモ）」2005年3月28日。た
だし、一部、表現を変えている。

確かに座長メモでは2年前に策定されたアクションプログラムの意図がそれぞれの地域金融機関に浸透していることが確認されている。そして、その成果が徐々に出始めていることも確認されている。だが、金融庁が予想していたほど目覚ましい進展を遂げていたとはいえない。

そのことは先ほど確認したように地域銀行の不良債権比率が大手銀行グ

ループに比較して見劣りしていたことから理解できるであろう。だから、座長メモでは「評価できる点」よりも「不十分と考えられる点」のほうが項目数も多く、しかも厳しい表現が貫かれている。さらに、それを踏まえて「今後の課題」も具体的に指摘されている。

したがって、座長メモを読む限りでは03年3月末に発表された当初のアクションプログラムが成功したとは認識していないように感じる。地域経済を活性化させ、それとともに地域金融機関の不良債権問題も克服し、将来に向けて収益を生み出す金融機関の経営を展開する方向性は、道半ばの状態であったように思える。だからこそ、05年3月末に2年前とほぼ同じ内容の新アクションプログラムが再度、発表されたのである。

3. 大手銀行と異なる地域銀行の特色

●地域間格差を伴う地域銀行

地域銀行は前年度決算に比較して改善されながらも大手銀行グループに比較すれば、それほど勢いがなかったことがわかった。それは不良債権比率の減少があまり進んでいないことから確認できた。大手銀行グループが着実に不良債権を切り離しているのに対して地域銀行の進み方が遅いのは、恐らく金融機関としての性格が違うためであろう。

例えば、大手銀行は不良債権の処理を進めるため、サービサーを通じて迅速にその問題を解決できるが、地方銀行の場合は地域経済に密着した経営を展開していかなければならないため、大手銀行のように簡単に貸し出し債権を切り離すわけにはいかない。だから、不良債権の処理が進みにくいのである。リレーションシップバンキングの本質が皮肉なことに不良債権処理を遅くしているように思える。

大手銀行と地域金融機関の相違は営業基盤にある。大手銀行は日本全国あるいは世界にまで及んでいるのに対して、地域金融機関は地元を事業区

域としている。だから、大手銀行を対象とした不良債権比率の半減化は実行可能な有益な目標になっても、そうした措置は地域金融機関には馴染まない。

結局、大手銀行は全国規模で業務を展開できるのに対して、地方銀行は地域といった狭い営業基盤からなかなか逃れにくい性質を持っている。そのことが不良債権処理のスピードの差となって現れているのである。

しかも大手銀行は大都市を営業基盤としているため、日本経済が景気回復に向かう局面で、最初にその恩恵にあずかっている。だが、日本全体でそうした景気回復が見られても地域格差は依然として残っている。

そのため、景気が低迷した地域で営業活動を展開する地域金融の場合は、当然のことながら不良債権の処理は進み難く、自己資本比率も上昇し難い。しかも、05年4月から始まったペイオフ解禁により経営基盤が脆弱な地域銀行では預金の流出も起きる可能性がある。

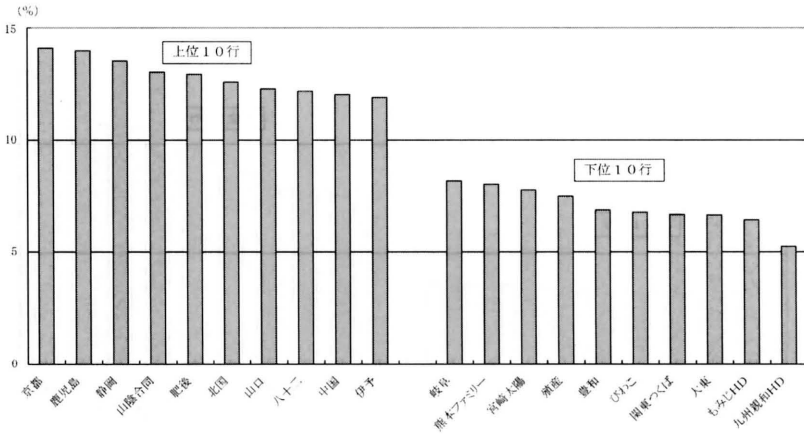
日本全体が同じ速度で景気回復するならば、こうした問題は起きにくいかもしれない。だが、実際は地域間のばらつきがあるのが自然な姿であろう。営業活動をほかの場所に移動しにくい地域金融機関にとって、この問題はどうしても避けることができない性質のものである。それが決算に如実に現れているように思える。

● 2 極化の地域銀行

図表3は上場地域銀行87行・グループを対象にしながら、自己資本比率の上位10行と下位10行だけを取り出し、並べたものである。もちろん、自己資本比率が高いほど財務内容が安定した銀行であり、反対にその比率が低いほど不安定な銀行と判断できる。

この図からわかるように上位10行の自己資本比率はすべて10%を超えている。具体的に見ていくと、1位の京都銀行の自己資本比率は14.10%であり、10位の伊予銀行のそれは11.90%である。これら上位10行は大手銀

図表3 上場地域銀行の自己資本比率
 ——上位10行と下位10行——



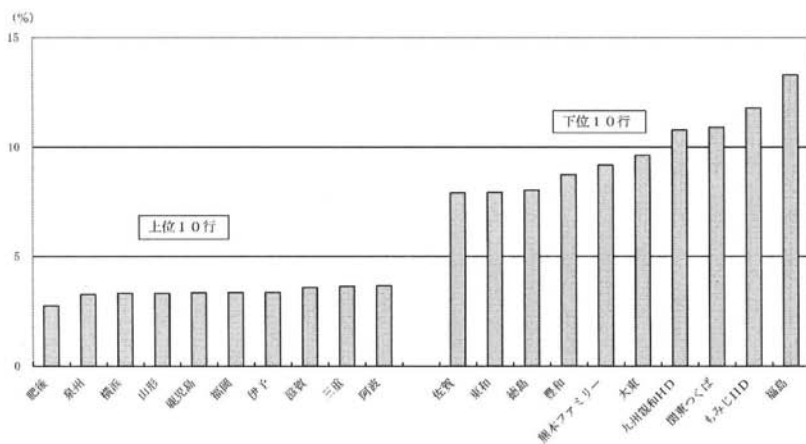
行の自己資本比率よりも高い状態にある。それゆえ、上位10行は財務上、何の問題もない銀行であろう。

それに対して、下位10行は自己資本比率が5%台から8%台である。この数字はBISの国内基準である4%を上回った数字であるが、やはり暗黙の基準として大手銀行と同じ8%を上回っていないと、預金者たちは不安に感じるであろう。その意味では下位10行の自己資本比率は満足のいく数値とは言えない。このように地域銀行の自己資本比率を見る限りでは、上位10行と下位10行の間にある程度の格差が確認できた。

だが、図表4で示された不良債権比率を見ると、さらに地域銀行間の2極化が明確に現れていることがわかる。この図では貸出に占める不良債権の割合が示されているが、これを見ると、不良債権比率が低い上位10行はその数値が2,3%台であるのに対して、下位10行のそれは10%前後の高い数値を示している。具体的には7.9%から13.30%の範囲にあり、不良債権を着実に減らしている地域銀行がある一方で、依然としてそれを減らせない地域銀行に分かれている。

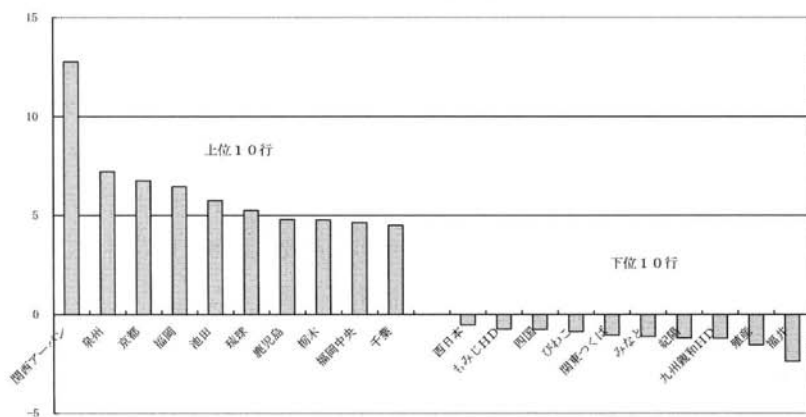
図表4 上場地域銀行の不良債権比率

—上位10行と下位10行—



図表5 上場地域銀行の預金増減率

—上位10行と下位10行—



このように不良債権比率を見るだけでも地域銀行の格差が確認できるが、図表5の預金増減率を見ると、再び地域銀行の格差が明らかになる。ここでは預金の対前年度比(%)が描かれているが、いままでと同様に上位10位と下位10校が並べられている。上位10行は4%以上のプラスの伸び

を示しているのに対して、下位10行はマイナス1%前後となっている。つまり、下位10行は前年度よりも預金が減っているのであり、これにより05年4月から始まったペイオフ全面解禁の影響がすでに一部の銀行で発生していることが確認できるのである。

このように05年3月期決算で発表された数値から自己資本比率、不良債権比率、そして預金増減率という3つの指標を取り出し、上場地域銀行を対象に見てきたが、これらの数値から地域銀行の財務内容に格差が明確な形で発生していることがわかった。

これはそれぞれの銀行の固有の問題が決算の数値として現れているのかもしれないが、地域経済そのものの格差が地元の銀行に影響を与えていたとも解釈できる。恐らく、この影響のほうが強いであろう。

●地域銀行の金融再編

財務内容が劣る地域銀行はペイオフ全面解禁の影響をもろに受けるため、経営改革を早急に進めていかなければならない。その際、ひとつの銀行で不良債権処理を進めるのに限界があるとすれば、統合や合併という別の手段を打ち出していく必要がある。

実際、地域銀行の統合・合併はすでに始まっている。図表6はそうした過去に実施された地域銀行の統合・合併と、これから実施される統合・合併が図の形で描かれている。つまり、北海道銀行と北陸銀行が統合したほくほくフィナンシャルグループ、西日本銀行と福岡シティ銀行が合併した西日本シティ銀行、そして親和銀行と九州銀行が合併した九州親和ホールディングスは過去に実施された金融再編であり、図表6では網掛けで示されている。

それに対して、関東つくば銀行と茨城銀行の合併によるひたち銀行は06年7月に、紀陽銀行と和歌山銀行による紀陽フィナンシャルグループは06年度中に、山口銀行ともみじホールディングスによる共同持ち株会社も06

図表6 地域銀行の再編



年中に、そして殖産銀行と山形しあわせ銀行によるきらめきホールディングスは07年に予定されている。地域銀行の金融再編は確実に進みつつある。

こうした動きに共通していえることは財務基盤が脆弱な銀行ということであろう。だからこそ、統合・合併により規模を拡大し、信用不安を打ち消そうとしているのである。しかし、財務基盤が磐石な銀行が脆弱な銀行を吸収する形を取れば、確かに信用力が高まるが、財務内容が悪い銀行同士が組み合わせさっても、その効果はあげにくいであろう。

地域銀行の組み合わせを見ると、そうした不安も感じられる組み合わせが存在する。だが、統合・合併を進めていかない限り、ペイオフ全面解禁の影響を直接受けることが分かっているので、仕方ないのであろう。

また、地域銀行の再編を推し進める要因として1県に存在する地域銀行の数も重要な要因となっている。1県に2行ならば再編の可能性は少ないであろうが、3行あるいは4行が存在する県ではオーバーバンキング現象が顕在化し、数を減らすための力が自然と働き、統合・合併が進んでいかざるを得なくなる。

例えば、山形県では4つの銀行があるため競争が激しく、それぞれの銀行が財務力を消耗している。そのため、山形しあわせ銀行と殖産銀行が統合に向かっていった。また、茨城県では3つの銀行があるため、ここも競争が激しく、関東つくば銀行と茨城銀行がまとまる動きを展開している。

このように見ていくと、県内での競争激化が財務内容の悪化を引き起こし、それが原因となって金融再編を生み出しているとも解釈できるかもしれない。

4. 産業クラスターならびに創業・新事業支援への取組み

●03～04年度の取組み実績と総括的な評価

03年3月に金融庁が発表した「アクションプログラム」にしたがって定められた03～04年度の「集中改善期間」の成果が、05年6月29日に報告書「[「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づく取組み実績と総括的な評価について]」として発表された。

地域金融機関が金融庁に提出した機能強化計画の成果がまとめられ、それぞれの地域金融機関の中小企業金融への取組み状況が明らかにされたのである。その内容を「報告書」にしたがって重要な箇所だけ抜き取ると、次のようになる。

まず、全体的評価として地域密着型金融の機能強化に向けた取組みが着実に進捗している実態が示されている。そのことを裏付ける事実として、次の3点が指摘されている。

- (1) 地域金融機関の経営改善支援により、支援を行った債務者（正常先を除く）の約4分の1（24.5%、約18,000先）が業況改善した。
- (2) 9割近くの地域金融機関が担保・保証に過度に依存しない融資を促進した。その中で、スコアリングモデル（信用格付けモデル）や財務制限条項を活用した融資が幅広く普及した。
- (3) デット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）、デット・デット・スワップ（債務の劣後ローン化）等の手法を活用した事業再生事例についても着実に増加した。

(注) 金融庁ホームページから抜粋。なお、一部、表現を変えている。

<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050629-3/01.pdf>

さらに「報告書」では利用者アンケート（中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査）を実施した結果も発表している。これは全国の財務局が商工関係者、消費者、経営指導員といったそれぞれの地域の利用者を対象にした聞き取り調査であり、「地域密着型金融の機能強化に関する各施策に対する評価等」がまとめられている。いままでのように資金を供給する地域金融機関からの立場だけでなく、資金を利用する立場からも実態を探っている。

このアンケート調査からも地域金融機関による中小企業を中心とした地元経済への貸出態度の改善が報告され、貸し手だけでなく、借り手から見ても地域密着型金融の取組みが浸透していることが裏付けられている。

●産業クラスターと地域金融機関

地域金融機関が提出した機能強化計画はアクションプログラムにした

図表7 産業クラスター計画プロジェクト一覧表

| 地方経済産業局名 | プロジェクト名等 | | 推進組織 |
|---------------|-----------------------------|--|---|
| 北海道経済産業局 | 北海道スーパー・クラスター 振興戦略 | 情報分野 | 北海道情報産業クラスター・ フォーラム |
| | | バイオ分野 | 北海道バイオ産業クラス ター・フォーラム |
| 東北経済産業局 | 情報・生命・未来型ものづくり産業プロジェクト | | 情報・生命・未来型ものづく り産業クラスター協議会 |
| | 循環型社会対応産業振興プロジェクト | | ㈱東北ニュービジネス協議会 循環型社会対応産業クラス ター委員会 |
| 関東経済産業局 | 地域産業活性化プロジェクト | 首都圏西部地域 (TAMA) | ㈱首都圏産業活性化協会 |
| | | 中央自動車道沿線地域 | 中央自動車道沿線地域新規産 業創出推進協議会 諏訪地域 甲府地域 |
| | | 東葛・川口地域 | 東葛・川口地域産業集積活性 化協議会 新産業創出推進 ネットワーク |
| | | 三遠南信地域 | 三遠南信バイクライゼーシ ョン協議会 |
| | | 首都圏北部地域 | 首都圏北部地域産業活性化推 進ネットワーク |
| | バイオベンチャーの育成 | 首都圏バイオ・ゲノムベン チャーネットワーク | |
| | 情報ベンチャーの育成 | 首都圏情報ベンチャーフォー ラム | |
| 中部経済産業局 | 東海ものづくり創生プロジェクト | 東海ものづくり創生協議会 | |
| | 東海バイオ創生プロジェクト | NPO 法人バイオものづくり 中部 | |
| 電力・ガス事業北陸支局 | 北陸ものづくり創生プロジェクト | 北陸ものづくり創生協議会 | |
| 近畿経済産業局 | 近畿バイオ関連産業プロジェクト | NPO 法人近畿バイオインダ ストリー振興会議 近畿バイ オ産業クラスター部会 | |
| | ものづくり元気企業支援プロジェクト | ものづくりクラスター協議会 | |
| | 情報系クラスター振興プロジェクト | KISS (関西 IT 共同体) | |
| | 近畿エネルギー・環境高度化推進プロジェクト | NPO-EE ネット (NPO 法人 近畿エネルギー・環境高度化 推進ネットワーク) | |
| 中国経済産業局 | 中国地域機械産業新生プロジェクト | ㈱中国地域ニュービジネス協 議会 産業クラスターフォー ラム | |
| | 循環型産業形成プロジェクト | | |
| 四国経済産業局 | 四国テクノブリッジ計画 | 四国テクノブリッジフォーラム | |
| 九州経済産業局 | 九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ (K-RIP) | 九州地域環境・リサイクル産 業交流プラザ (K-RIP) | |
| | 九州シリコン・クラスター計画 | 九州半導体イノベーション協 議会 | |
| 沖縄総合事務局 経済産業部 | OKINAWA 型産業振興プロジェクト | OKINAWA 型産業振興プロ ジェクト推進ネットワーク | |

(注) 経済産業省 ホームページより。

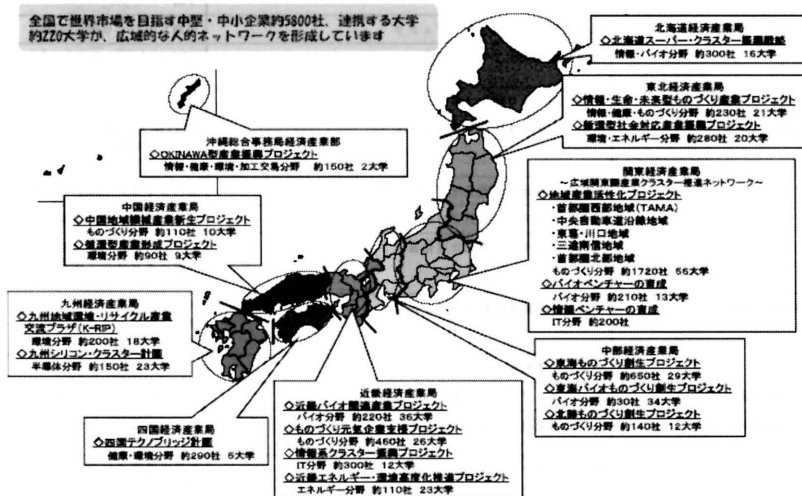
http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/downloadfiles/Business_environment_prom_div19_projects.htm

がって各金融機関の成果が報告されている。このうち新産業への投融資に関して、特に注目しなければならないのは「産業クラスター」であろう。

なぜなら、03年3月28日に発表された「リレーションシップバンキングに関するアクションプログラム」では、経済産業省が打ち出した産業クラスター計画を利用しながら、地域金融機関による創業・新事業への支援が明確に打ち出されているからである。

そのため、地域ごとに「産業クラスターサポート金融会議」が設置され、産学官のネットワークが構築されるとともに有望な研究開発型企業の発掘を目指すことが地域金融機関に期待されている。産業クラスターサポート金融会議は地銀、第二地銀、信金、信組のうち産業クラスター計画を支援する地域金融機関と、財務局、経済産業局が参加し、この計画を推進していくための具体的諸方策などについて意見交換していくものである。

図表8 産業クラスター計画の全国地図



(注) 経済産業省「産業クラスター計画」ホームページより。

http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/downloadfiles/Business_environment_prom_div/all-japan-map.pdf

産業クラスターは世界に通じる新事業を育成し産業集積を目指した計画であり、全国で19のプロジェクトが立ち上げられている。図表7はそうした19の産業クラスター計画プロジェクトを一覧表の形で示したものであり、図表8はそれぞれのプロジェクトの場所を示すため日本地図の形で整理したものである。この表ならびに図からもわかるように産業クラスター計画が、北海道から九州・沖縄に至るまで日本全体にわたって進められていることがわかる。

●産業クラスターの目的

産業クラスター計画が練られた動機は「地域産業の空洞化現象」にある。日本経済が円高やアジア諸国の台頭により工場を海外へ移転させる動きを強めたため、地域経済が弱体化の方向に進んでしまった。過去に行われたような大都市部から地方への工場移転を続けていくことが困難になったため、この流れを阻止するには新しい産業政策を打ち立てていかなければならない。それが産業クラスターの狙いであった。

そこでは大学等の研究機関と地域の中小企業そしてベンチャー企業が協同で取り組むことによって新しい技術やサービスを生み出し、それをきっかけに産業集積に発展していくことを目指している。そのためには、まず、経営者、研究者、技術者、資金提供者が人的ネットワークを作る必要があり、次にこれらのメンバーが相互に協力し合うことによって産業集積が形成されると考えられている。それが産業クラスターの意図した計画である。

クラスター (Cluster) はもともと「ブドウの房」を意味する言葉である。産業クラスターはブドウの房のように多くの企業が特定の地域に束なることを計画しているのである。

●産業クラスターの推進

産業クラスターは、具体的にどのように進められているのか、そのことは経済産業省のホームページを見ることによって理解できる。そこで、その箇所を抜粋することにしよう。それは次のようになる。

地域の研究開発能力、産業集積の特徴を踏まえ、全国19のプロジェクトで、地域の経済産業局（担当職員約500名）と民間の推進組織が一体となつて、新事業に挑戦する地域の中堅・中小企業約5,800社、220校を超える大学の研究者等と密接な協力関係を構築し、以下の施策により、地域における新事業展開を総合的に支援し、産業クラスターの形成を促進している。

(1) 地域における産学官のネットワーク形成

経済産業局自らが結節点となり、民間の推進組織と連携して、企業訪問や研究会・交流会・セミナー等の開催、コーディネータによる産学官・企業間の交流連携促進などによって、企業、大学、研究機関、自治体、専門商社等の広域的な人的ネットワークを形成している。

(2) 地域の特性を活かした技術開発等の推進

大学等の技術シーズや知見を活用するための産学官共同研究体制による研究開発を行う地域新生コンソーシアム研究開発事業や、中堅・中小企業による新分野進出及びベンチャー企業による新規創業のためのリスクの高い技術開発を行う地域新規産業創造技術開発費補助等を投入することによって積極的に支援している。

(3) 起業家育成施設の整備等インキュベーション機能の強化

「産業クラスター計画」において大学発ベンチャーの企業や中小企業の新事業展開を促進するに当たっては、起業家育成施設（インキュベータ施設）の存在が非常に重要であることから、大学連携型インキュベータ施設等の整備が進められている。また、インキュベータ施設の入居者を支援するインキュベーション・マネジャーの養成も同時に行っている。

(4) 商社等との連携による販路開拓支援

商社等とのネットワークを活用して「産業クラスター計画」から生み出された製品の販路開拓を支援している。

(5) 資金供給機関との連携

産業クラスターサポート金融会議との連携により、技術開発補助金などに対するつなぎ融資制度の創設、ベンチャーキャピタルによるファンド創設などによる支援を行っている。

(注) 経済産業省「産業クラスター計画」ホームページから抜粋。なお、一部、表現を変えている。http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/downloadfiles/Business_environment_prom_div/CLUSTER.html

●地域金融機関による創業・新事業支援機能の強化

地域金融機関による産業クラスターの成果を具体的に見ていくには、個々の地域金融機関に直接あたって調べていかなければならない。それゆえ、産業クラスターに向けて地域金融機関が全体的にどれほどの成果をあげているかは実際のところ、分かり難い。

だが、先ほど紹介した「報告書」に書かれている金融取組み実績のなかの「創業・新事業支援機能等の強化」項目に注目すれば、ある程度、その進捗状況が間接的に把握できるかもしれない。もちろん、この項目で扱われているのは新規事業に向けた投融資全体であり、産業クラスターはその一部に過ぎない。

しかし、この項目を丹念に見ていくと、その実態もある程度、推測できるように思える。また、われわれの関心は狭い意味での産業クラスターだけにとどまらず、新産業への投融資まで広がっている。そこで、早速、「報告書」にしたがいながら、地域金融機関による創業・新事業支援の実態を見てみることにしよう。

まず、全体的に創業・新事業支援のための融資実績が確実に伸びている

ことが報告されている。ここでいう融資実績とは「政府系金融機関等との連携による協調融資（創業・新事業支援関係）」と「創業支援融資商品による融資」の合計金額であり、02年度～04年度の推移が示されている。

【創業・新事業支援機能等の強化】

| | | | |
|------|----|---------|-------|
| 02年度 | …… | 650件, | 95億円 |
| 03年度 | …… | 2,294件, | 553億円 |
| 04年度 | …… | 3,519件, | 934億円 |

これらの数値を見ることから02年度に比較して03年度・04年度は件数のうえからも融資額のうえからも飛躍的に伸びていることが確認できる。もちろん、これはアクションプログラムの内容にしたがって地域金融機関が行動した結果である。

さらに、「報告書」ではそうした件数や融資額だけでなく、それぞれの地域金融機関がどのような融資を行っているかについても、特色ある具体的取組みとして示している。それは次の通りである。

【特色ある具体的取組み】

◇日本政策投資銀行と連携し、「知的財産権担保融資」、「新株予約権付融資」の取扱いを開始し、ベンチャー案件等への取組みを強化。

(関東：銀行)

◇地元企業と大学や公設研究所との共同研究をサポートする助成金制度を創設。

(近畿：銀行)

◇県の基幹産業である農業を起点とする食品加工業等幅広い産業群への支援強化策として「アグリクラスター構想」を立上げ。政府系金融機関、県農業法人協会等との連携強化を図りつつ、焼酎製造業、畜産業へのア

図表9 リレーションシップバンキングの機能強化計画の進捗状況(03~04年度)

| アクションプログラム項目 | 具体的取組内容 | 実施金融機関数 | | | | |
|---|--------------------------------------|------------|--------------|-------------|-------------|------------|
| | | 地銀 (65) | 第二地銀 (48) | 信金 (298) | 信組 (175) | 計 (586) |
| I. 中小企業金融の再生に向けた取組み | | | | | | |
| 1. 創業・新事業支援機能等の強化 | | | | | | |
| (1)業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化 | 専門部署の設置・強化、専担者の配置・増強 | 60 | 37 | 135 | 38 | 270 |
| | 業種別審査態勢の構築・強化 | 51 | 30 | 91 | 27 | 199 |
| | 審査に関する組織内の情報の共有化促進 | 55 | 32 | 171 | 63 | 321 |
| | シンクタンク・専門機関の活用 | 37 | 11 | 41 | 11 | 100 |
| (2)企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修(「目利き研修」)の実施 | 外部研修への参加・派遣 | 64 | 48 | 294 | 126 | 532 |
| | 内部研修の実施・強化 | 62 | 46 | 278 | 106 | 492 |
| | 通信教育の実施・強化 | 65 | 47 | 220 | 76 | 408 |
| | 中小企業診断士等の専門性の高い人材の養成 | 48 | 24 | 176 | 30 | 278 |
| (3)産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行等との連携 | 産業クラスターサポート金融会議への参加・活用 | 65 | 48 | 234 | 100 | 447 |
| | 産学官ネットワークとの情報交換・関係強化 | 61 | 43 | 164 | 35 | 303 |
| | 日本政策投資銀行等との連携強化 | 64 | 40 | 117 | 12 | 233 |
| | 新規事業支援のための融資制度の創設・強化 | 34 | 20 | 111 | 11 | 176 |
| | 産学官ネットワークを技術・知的財産等評価に活用 | 34 | 14 | 31 | 3 | 82 |
| (4)ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調融資等連携強化 | 政府系金融機関との情報交換 | 64 | 48 | 252 | 85 | 449 |
| | 政府系金融機関との協調融資 | 48 | 24 | 198 | 74 | 344 |
| | ベンチャー企業向け融資制度の充実 | 22 | 14 | 83 | 9 | 128 |
| | 企業育成ファンドの組成・出資(政府系金融機関等との連携以外のものも含む) | 44 | 20 | 42 | 6 | 112 |
| | 案件発掘・技術評価等のノウハウの活用・強化 | 32 | 12 | 36 | 4 | 84 |
| | センターとの情報交換 | 65 | 44 | 249 | 73 | 431 |
| (5)中小企業支援センターの活用 | センターの機能の活用 | 57 | 36 | 183 | 44 | 320 |
| | センター支援業務に関する情報提供 | 61 | 33 | 176 | 43 | 313 |
| | センターへの人材派遣、出資 | 41 | 12 | 19 | 2 | 74 |

(注) 金融庁ホームページより。
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050629-3/07.pdf>

アプローチを強化。

(九州：銀行)

- ◇融資業務の中核店に起業家支援センターを設置し、創業や再生支援に係る経営相談を実施。また、主要な営業エリアに配置された中小企業診断士5名が営業店と連携しつつ、経営改善計画等の策定支援や審査難度が高い融資案件について、機動的に対応。

(北海道：信用金庫)

- ◇産学連携コーディネーターの大学への常駐派遣により、技術評価のノウハウを蓄積し、企業の将来性や技術力を的確に評価する与信判断基準を構築。また、大学のコーディネーターと共同で企業訪問を行い技術相談を受け付けるなどの取組みにより、先端技術の事業化のための融資を実施。

(近畿：信用金庫)

(注) 金融庁ホームページから抜粋。

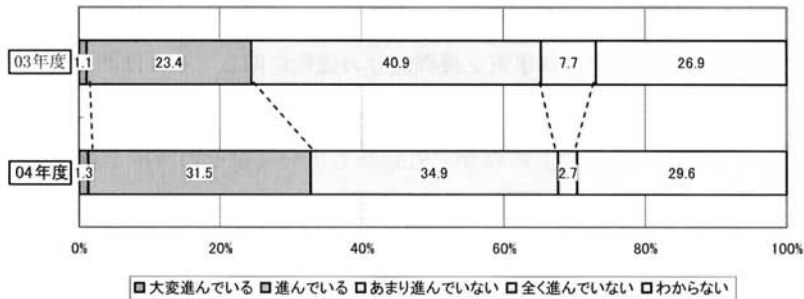
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050629-3/04.pdf>

また、「報告書」では「リレーションシップバンキングの機能強化計画の進捗状況」(03～04年度)として、地銀、第二地銀、信金、信組の合計586機関に対して、それぞれの項目に対して具体的に取り組んだ金融機関の数が載せられている。このうち創業・新事業支援機能等の強化に関する項目だけを取り出したものが図表9である。これらの数を見ても、ほとんどの地域金融機関がアクションプログラムで指摘した項目に取り組んでいることが確認できる。

●利用者アンケート結果による評価

このように見ていくと、地域金融機関による創業・新事業支援の取組みは十分な成果をあげているように見えるかもしれない。確かに金融庁が2

図表10 創業・新事業支援機能等の強化に関する利用者アンケート結果



(注) 金融庁ホームページから抜粋。

<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050629-3/04.pdf>

年前に指導した項目を無視していないことは事実である。金融庁の指導にしたがって忠実に努力していることがわかる。しかし、その成果がきっちりとした形で現れているかということ、必ずしもそうとは言えない。そのことは地域金融機関を利用する立場の人達から見たアンケート調査によって確認できる。

図表10はそうした「利用者アンケート」(中小・地域金融機関に対する利用者等に関するアンケート調査)のうち、創業・新事業支援機能等の強化に関わる部分だけを取り出し、グラフの形で表したものである。ここでは地域の利用者達による地域密着型金融の機能強化に対する地元金融機関への評価が5つの区分でまとめられている。それは「大変進んでいる」、「進んでいる」、「あまり進んでいない」、「全く進んでいない」、「わからない」の5区分である。

このグラフを見るとわかるように、「大変進んでいる」と「進んでいる」を合わせた積極的評価の割合が03年度から04年度にかけて上昇し、「あまり進んでいない」、「全く進んでいない」、「わからない」を合わせた消極的評価が減少している。たった2年間だけの動きしか見ていないが、両者の差は徐々に縮まっていることが確認できる。

だが、04年度を見ても積極的評価の割合は32.8%しかなく、残りの67.2%は消極的評価の割合である。すなわち、ほとんどの利用者達は地域金融機関による創業・新事業支援機能等の強化に関してそれほど評価していないといえる。

そのことは「報告書」のなかでも指摘している。その箇所を取り出すと、次のようになる。

【取組みに対する評価等】

イ) 基本的な態勢面の整備は進捗

業種別専担者の配置などの融資審査態勢の強化、人材育成のための研修実施、政府系金融機関や地元大学との連携などを通じた産学官ネットワークの構築等に取り組んでおり、創業・新事業支援のための体制整備が図られている。こうしたなか、企業育成ファンドの活用、産業クラスター計画を支援するためのつなぎ融資の実施、創業支援融資商品の拡充等の具体的な案件に向けた動きも徐々にみられてきている。

ロ) 外部機関等との更なる連携等を通じた創業支援体制等の強化を期待

企業の将来性や経営者の資質等を評価する目利き能力が不十分であり、また、ノウハウが不足しているため、積極的な取組みに至っていない面が認められる。このため、地域金融機関がこれまでに蓄積した情報や産学官との連携を活用するとともに、外部機関等との更なる連携等を通じて、人材育成（目利き能力の向上）やノウハウの蓄積を図り、企業の成長機会を把握し、起業・事業展開に資する情報の提供、創業・新事業の成長段階に応じた適切な支援など、創業・新事業支援機能等の強化に向けた一層の取組みが必要である。

(注) 金融庁ホームページから抜粋。

<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050629-3/04.pdf>

●地域金融機関が産業クラスター形成に貢献できない原因

この取組み評価からわかるように金融庁による地域金融機関の創業支援活動に対する評価は依然として厳しい。ある一定の進捗状況を認めながらも、積極的な動きが見られていないと主張しているようだ。

企業育成ファンドの活用、産業クラスター計画を支援するためのつなぎ融資の実施、創業支援融資商品の拡充など、新しい領域への投融資が多少なりとも伸びている事実を認めながらも、創業・新事業支援機能等の強化に向けた一層の取組みの必要性を強調している。

「報告書」では創業・新事業支援がうまくいかないのは、地域金融機関が本来のリレーションシップバンキング機能を発揮していないことにあると指摘しているようである。つまり、地域金融機関が過去の経営から蓄積した情報に基づき、目利き能力を活かしながら、創業・新事業を支援していかなければならないと主張しているようだ。これがうまく機能すれば、当初の目的通り、新しい企業が次々と発生し、それがさらに産業集積という形で実現できることになる。

産業クラスター形成の条件は、もちろん、起業家の出現から始まるが、それを金融面から支援する地域金融機関の存在は必要不可欠である。その地域金融機関が消極的な態度を取っているようでは折角、芽が出ても育っていくことはない。だから、金融庁はそうした地域金融機関の態度に厳しい評価を下したものと思える。

それでは、なぜ地域金融機関は産業クラスター形成にそれほど貢献できないのであろうか。「報告書」ではその原因として金融機関自身が目利き能力に欠けている点を指摘しているが、本当にそうなのであろうか。

確かにリレーションシップバンキングの基本は過去の経営から蓄積した情報に基づきながら、目利き能力を活かすことにある。だから、創業・新事業支援機能に向けた取組みが不十分なのは、目利き能力の欠如と結論づけられるかもしれない。

だが、地域金融機関が依然として財務内容が脆弱なことが根本的な原因であるようにも思える。大手銀行グループは不良債権問題を克服し、守りの経営から攻めの経営に転換しようとしているが、地域金融機関は磐石な財務内容を展開できているところは少ないといつてよいかもしれない。このことが創業・新事業支援機能に向けた取組みがなかなか進まない原因になっているように見える。そこで、次にこのことを理論的に分析してみることにしたい。

5. 地域金融機関のリスク負担能力に関する理論分析

●リスク負担の制約条件

わが国の銀行が健全性をアピールする時に持ち出す指標として自己資本比率がある。通常、その比率は大手銀行であれ地域金融機関であれ、8%以上が健全性を満たす基準と考えられている。だが、BIS基準にしたがえば、大手銀行の自己資本比率だけが8%以上でなければならないのであって、国内の業務に専念する地域金融機関はその比率が4%以上であればよい。

それゆえ、地域金融機関が守らなければならない最低限の自己資本比率は4%であり、この値を下回るような地域金融機関は財務上、問題のある金融機関とみなされる。それは金融再編の流れの中で吸収される対象となるかもしれない。そのため、地域金融機関はそうした事態を迎えないようにしなければならない。

一方、地域金融機関が企業への融資や有価証券投資を行う場合、確実に貸出利息や配当、そして元本が約束通りに回収できるとは限らない。過去の不良債権問題からもわかるように、予定通りの収益は必ずしも約束されるわけではない。貸出や有価証券投資から生み出される収益は確定変数でなく、確率変数として扱われる性格を有している。

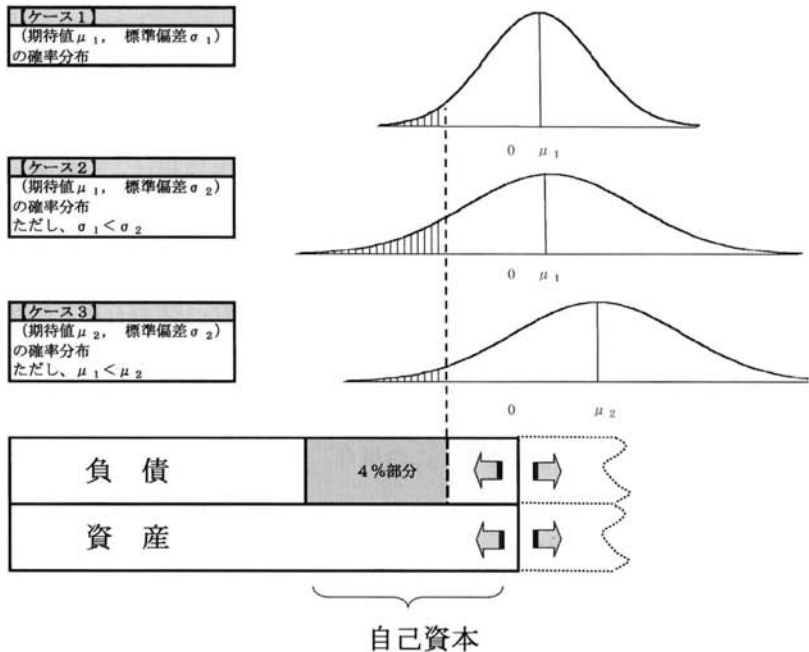
そのため、投融資が失敗し、損失が発生し、自己資本比率が引き下げるかもしれない。リスクの高い投融資を繰り返せば、最悪の場合、自己資本比率は最低限の4%を割り込んでしまう恐れも出てくる。だからといって、リスクゼロの投融資は現実の問題として考えられない。

そこで、地域金融機関は投融資を実行するうえでの判断基準として、最低限の自己資本比率である4%を割り込む「ある一定の確率」(α)を定め、その確率を上回らないような投融資を行っていくことになる。むしろ、こうした考え方を取るほうが現実的であろう。

●理論モデルのフレームワーク

図表11はそうした地域金融機関の投融資行動を描いたものである。この

図表11 地域金融機関の投融資行動



図で下の方に描かれているのは地域金融機関の貸借対照表を表している。貸出や有価証券等で構成される資産に対して、預金等による負債と自己資本が対応している。

ここでは自己資本のうち、最低限の4%に相当する部分と、それを上回った部分の2種類に分けて描かれている。もちろん、投融資を実行し、利益がもたらされれば自己資本と資産が同じだけ増大し、逆に損失が発生すれば自己資本と資産は同じだけ減少することになる。

そこで、地域金融機関が実行する投融資の収益を確率変数として扱うことから、貸借対照表の上に3種類の確率分布が描かれている。まず、ケース1の確率分布から見ていこう。このケース1は収益の期待値が μ_1 、標準偏差が σ_1 となっている。この投融資において大きな収益が得られるチャンスもあれば、元本を割り込んでしまう恐れもある。

そのなかで自己資本の4%部分を割り込むほどの元本割れが発生する可能性も存在する。その確率は図のなかで左部分の破線で示した領域に相当する。もし、地域金融機関がそれを許容できる範囲の「ある一定の確率」(α)とするならば、ケース1の投融資は実行に移されることになる。

それに対してケース2は収益の期待値はケース1と同様に μ_1 のままであるが、標準偏差は σ_1 よりも大きい σ_2 となる。その場合の確率分布はケース1のそれを押しつぶしたように横に広がった形になっている。それゆえ、大きな収益が得られる可能性も高まる反面、大幅な元本割れの可能性も高まっている。まさにハイリスクな投融資のケースを表している。そうすると、自己資本比率が最低限の4%を下回る確率は先ほどの許容できる範囲の確率 α を上回ってしまう。この場合、投融資は実行できないことになる。

もし実行に移すためにはケース3に示されたように、期待値だけが上昇すればよい。図で示すと、ケース2の確率分布がそのまま右へシフトした状態となる。つまり、標準偏差が σ_2 のままで、期待値だけが μ_1 から μ_2 へ

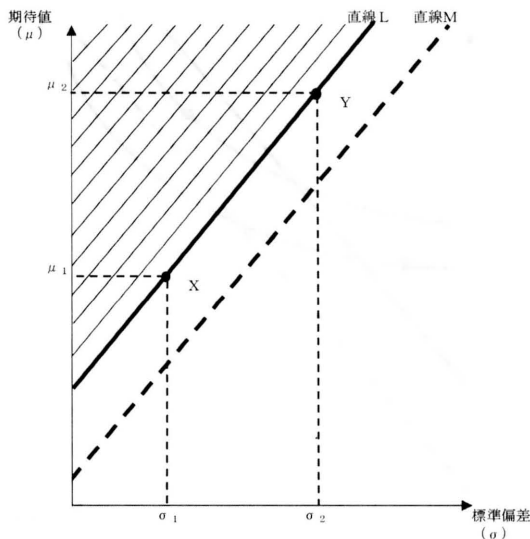
上昇した投融資であれば、自己資本比率が最低限の4%を下回る確率は許容される確率 α まで下がるであろう。その時、その投融資は実行されることになる。

そうすると、地域金融機関が実行する投融資で、自己資本が最低限の4%部分を割り込む確率(α)を定め、その確率を満たす投融資の期待値(μ)と標準偏差(σ)の組み合わせは、図表12のなかで描かれているように右上がりの太い直線Lとなる。

このことは、直線L上のX点がケース1の状態(μ_1, σ_1)、Y点がケース3の状態(μ_2, σ_2)を示し、2つの点はともに自己資本比率が最低限の4%を下回る確率 α を満たしていることから理解できるだろう。

さらに許容される確率 α を下回る領域は、この直線Lよりも上側の部分となる。それは先ほどのケース2とケース3で説明したように、例えば標準偏差が一定のもとで期待値だけが上昇すれば、自己資本が最低限の4%を割り込む確率が小さくなるからである。

図表12 地域金融機関による投融資の範囲



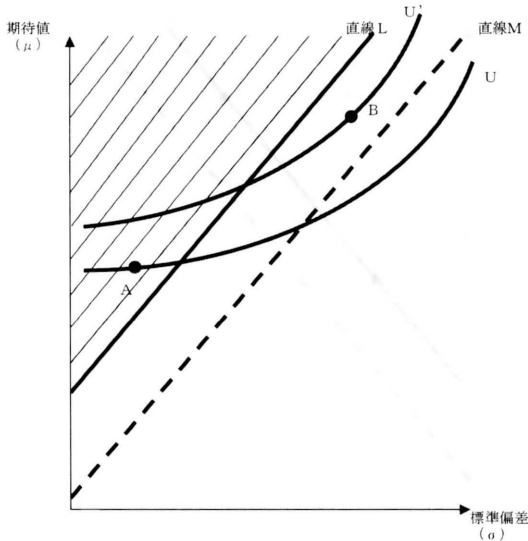
こうしてみていくとわかるように、地域金融機関が投融資を行う場合、直線 L を含めて上側部分の領域に位置するケースだけが投融資の対象となり、その条件を満たさない下側部分は投融資の対象外となる。

もちろん、自己資本が増大すれば許容される確率 α を下回る領域はさらに拡大する。つまり、その領域は直線 L から右にシフトした直線 M の上側部分となる。なぜなら、期待値が一定のもとで自己資本が最低限の 4% を割り込む確率は、自己資本が増大した場合、標準偏差がそれ以前よりも大きくても、その条件を満たすことができるからである。こうして自己資本が増大した場合、地域金融機関が実行する投融資の範囲は広がっていくことになる。

●目利き能力による説明の限界

分析のフレームワークが出来たので、次に地域金融機関が創業・新事業支援に向けた取組みがなかなか進まない理由をこのモデルを用いて理論的

図表13 地域金融機関の合理的行動と制約



に説明していくことにしよう。

図表13はそのために描かれたものである。この図で斜線の領域は、図表12で説明したように自己資本が最低限の4%部分を割り込む確率が許容された範囲内にある領域を示している。それゆえ、対象とされる案件がこの領域に入っていれば実行可能となる。

そうしたなかでAとBという2つの案件があるとしよう。左下に位置するA点はローリスク・ローリターンな投融資であり、右上に位置するB点はハイリスク・ハイリターンな投融資を表している。満足一定の無差別曲線UとU'の2本が描かれているが、U'のほうがUよりも満足の水準が大きい。

なぜなら、同じリスクを表す標準偏差に対して、リターンを表す期待値が大きいほど満足の水準が高くなるので、当然のことながら、上に位置する無差別曲線U'のほうが下に位置する無差別曲線Uよりも満足の水準が大きくなる。

したがって、地域金融機関が合理的行動を取る限り、AとBという2つの案件に対してA点は無差別曲線U上に位置し、B点は無差別曲線U'上に位置することから、満足の水準が高い投融資であるBを選択することになろう。

確かに満足の水準はBのほうがAよりも高いが、Bは斜線の領域に入っていないことからわかるように、自己資本が最低限の4%を割り込む確率が許容される確率(α)を上回っている。それゆえ、地域金融機関はこうしたリスクの高い投融資Bを選択しないで、残された投融資Aを選択することになるであろう。

今日の地域金融機関が新しい領域へ向かって投融資がなかなか進まないのはまさにこうした状態に陥っているからであろう。A点は正常先債権に相当し、B点は新規事業への投融資を表している。正常先債権は安全な投融資の対象なのでローリスク・ローリターンのA点となり、新規事業へ

の投融資はうまくいけば利益に貢献するが、失敗する可能性も高いので、ハイリスク・ハイリターンのB点で表せる。

金融庁は産業クラスター形成をはじめとして地域金融機関が創業・新事業支援に向けた取組みを積極化することを望んでいるが、なかなか進まないのが実態である。その原因として地域金融機関の目利き能力が依然として発揮できていないことを指摘している。

だが、この指摘はいま説明したことからも明らかなように必ずしも説得力のある指摘とはいえない。いくら地域金融機関が目利き能力を活かし、新規分野で収益性の高い投融資先を見つけたとしても、それは焦げ付く可能性の高い性質も持っている。もちろん、収益性が高く、リスクが小さい投融資先を見つければ、まったく問題ない。また、そうした投融資先を見つける努力をしなければならぬことも否定できない。

だが、ここでいう目利き能力の発揮は、一般的にこうしたローリスク・ハイリターンといった都合の良い投融資先の発見を意味しているのではないであろう。目利き能力を活かして見つけた投融資はハイリスク・ハイリターンとならざるを得ず、それは地域金融機関の許容範囲を超えるため、対象外となってしまうのである。

●改善策としての自己資本の充実

それでは、何が原因で地域金融機関による創業・新事業への取組みが進まないのであろうか。それは財務力がまだ磐石な状態にないことであろう。

大手銀行は不良債権問題からはほぼ脱却できたのに対して、地域金融機関はまだ不良債権問題に取り組んでいる状態である。財務内容が良好で、自己資本比率も高ければ不良債権を迅速に処理できるはずである。ところが、今日の地域金融機関はそうした不良債権問題の克服に手間取っているのが実態である。

そのため、財務力は依然として不十分であり、自己資本比率は最低限の4%を超えているにもかかわらず、リスクを十分に吸収するほどの余力を持ち合わせていない状態にある。だからこそ、リターンは高くてもリスクの高い新規事業への投融資は控えられてしまうのである。

このように創業・新事業に向けた取組みが進まない原因が不十分な自己資本比率にあるならば、地域金融機関が新規分野に進出する解決策は簡単に見つけられるように思える。なぜなら、リスクを吸収するほど十分に自己資本比率を高めればよいからである。

先ほどの図表13ではそのことも描かれている。この図で破線の右上がりの直線Mは自己資本の増大から最初の太い直線Lがそのまま右へシフトしたものである。そうすると、先ほどのケースではハイリスク・ハイリターンの投融資Bは拒否されたが、今度は自己資本の増大から許容可能な範囲内に収まることから、はじめて投融資Bは地域金融機関がリスクを負う投融資の対象となる。

この場合、満足の水準Uである投融資Aをいつまでも選択しているようならば、それは経済合理性に反した行動となる。許容可能な範囲が広がったもとでは、地域金融機関は満足の水準Uである投融資Bに転換しなければならないことになる。

こうして見ていくとわかるように地域金融機関が産業クラスター形成をはじめとする創業・新事業への取組みがそれほど進んでいないのは、結局、自己資本比率などの経営指標から推測できるように財務力がそれほど磐石でないためであると考えられる。

6. アクションプログラムの新しい見方

すでに触れたように金融庁は地域金融機関による創業・新事業への取組みがあまり進んでいないのは、目利き能力の欠如にあると考えているよう

だ。本論文ではその原因は地域金融機関の目利き能力にあるのではなく、いまだに不十分な財務力に起因しているのではないかと考えた。

確かに金融庁はリレーシオンシップバンキングの本質を強調しながら、地域金融機関の目利き能力に期待し、地域金融機関はそれに十分に応えなかったことは事実である。だが、うがった見方をするならば、必ずしも金融庁は目利き能力に大きなウエイトを置いているようには思えないところもある。

アクションプログラムはすでに紹介したように、新旧ともに前半部分でリレーシオンシップバンキングへの取組みが並べられ、後半部分では地域金融機関の財務力に関わる審査・管理体制の強化が指摘されている。

前半部分のリレーシオンシップバンキングへの取組みでは創業・新事業から事業再生に至るまで本来の地域金融機関としての機能を強調した書き方がされ、目利き能力を活かすことの重要性を強調している。

この部分は地域金融機関のあるべき姿を現している点で重要な箇所のように思われるかもしれない。だが、多くの地域金融機関関係者にとってこの部分を新鮮な気持ちで読んだ人は少ないであろう。何も金融庁から指摘されてなくても知っていることばかりである。

そうすると、アクションプログラムで地域金融機関に大きな影響を及ぼしたのは、後半部分の財務力に関わる審査・管理体制の強化と考えられる。そこでは資産査定を厳格化や適切な償却・引当を確保することが指摘され、不十分な場合は銀行法第26条に基づき業務改善命令が出されることも触れられている。

地域金融機関にとっては、むしろ、こちらのほうがずっと重みのある内容と受け取られているようにも感じる。つまり、目利き能力を活かし新規分野に向かって資金を流そうとしても、金融庁によって財務力が厳しい目で見られることが指摘されていれば、いまだ十分といえない財務内容の地域金融機関は創業・新事業への投融資を抑えざるを得なくなる。

地域金融機関が本来の姿に戻るためにはむしろ財務力を強調する箇所は不必要であったかもしれない。リレーションシップバンキングの本質は中小企業の経営者や従業員の目の輝きそして彼らの働き具合を直接見ながら、その企業の将来性を見抜くことにある。それは中小企業が持つ固有の非財務力を読み取る能力が問われることになる。

それにもかかわらず、金融庁は表向き、それらのことを強調しながらも実際は財務力が大きな影響を及ぼす指導をしているようにも感じられる。地域金融機関は財務力が脆弱なうえに金融庁のそうした圧力を敏感に感じ取った結果、創業・新事業に向けた資金を抑えたようにも解釈できる。そうならば、金融庁は財務力をあまり強調するような指導を避けるべきであろう。

〈参考文献〉

- ・金融庁「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」2003年3月
- ・金融庁「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム——中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性（サステナビリティ）の確保」2003年3月
- ・金融庁「[リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム]の実績等の評価等に関する議論の整理（座長メモ）」2005年3月
- ・金融庁「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」2005年3月
- ・金融庁「[リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム]に基づく取組み実績と総括的な評価について」2005年6月29日
- ・経済産業省「産業クラスター計画」ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/downloadfiles/Business_environment_prom_div/CLUSTER.html
- ・経済産業省・産業クラスター研究会「産業クラスター研究会 報告書」2005年5月
- ・小藤康夫「金融庁によるリレーションシップバンキングは中小・地域金融機関の経営にいかなる影響を及ぼすか」『専修大学都市政策研究センター論文集第1号』2005年3月
- ・小藤康夫「静岡における都市経済の実態調査——地域金融機関の経営行動を中心

にして——」『専修大学都市政策研究センター論文集第1号』2005年3月

- ・小藤康夫『金融行政の大転換』八千代出版 2005年8月
- ・全国信用金庫協会企画部「信用金庫にとってのリレーションシップバンキング」
『信用金庫』2005年3月
- ・多胡秀人「リレーションシップバンキングと地銀経営」『地銀協月報』2005年3月

なお、本論文は「全国銀行学術研究振興財団による2004年度・研究助成」の研究
成果である。